

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
25 年－ 27 (25. 11.26)	危機管理	<p>島根原発の再稼働に対して慎重な判断を行うことについて</p> <p>▶陳情理由</p> <p>2011 年 3 月 11 日に起きた東京電力株式会社福島第一原発事故は、原発立地自治体はもちろんのこと、福島県、近隣県、そして全国に甚大な影響を及ぼした。東京電力株式会社福島第一原発では、いまだ汚染水漏出を止めることもできず、高線量の放射線を浴びながら、約 3, 000 人の作業員が収束作業を続けている。そして、福島県内外において約 14 万の方々が困難な避難生活を強いられ、故郷に戻る見通しさえ立たない方、戻ることがあきらめざるを得ない方、不安を抱えながら故郷で暮らすか苦渋の選択を迫られる方々がたくさんおられる。諸外国による輸入停止等の規制措置はいまだ継続しており、米国等の主要輸出国が対象地域、対象品目を拡大するなど、農林水産業及び地域経済に取り返しのつかない悪影響を及ぼしている。故郷で安心して暮らし、営み、次の世代を育む、という当たり前の権利が、奪われている。</p> <p>福島及び近隣地域が直面しているこのような現実、ひとたび原発が重大事故を起こせば、原発立地自治体は居住困難となり、一切の生活・経済活動を主体的・計画的に行うことが不能となることを突き付けている。</p> <p>現実起きてしまった原発事故により、周辺 30 km 圏内の自治体はおろか、50 km 離れていても、気象条件次第で高濃度の放射性物質による汚染が避けられないことも明らかとなった。原子力規制委員会は新しい規制基準を策定し、各原発における安全対策を求めているが、この基準は原発の安全を担保するものではない。そしてこの規制基準は「フィルター付ベント」と称して、事故時には、放射性物質を原子炉内から周辺に放出することが前提になっている。この放出される放射性物質が、周辺地域にどのような影響を及ぼすかを見極めなければ、実効性のある避難計画を立てることは不可能であり、住民の安全は保</p>	<p>さよなら島根原発ネットワーク 代表者 土 光 均 (米子市淀江町淀江 790 - 3) 外 1 団体</p>

	<p>証されない。</p> <p>例えば、米子市が策定する「広域住民避難計画」（島根原子力発電事故対応）は、まだまだその有効性・実効性を確認するための試行錯誤の状態であり、市民の安全・安心を保障するものとはなっていない。さらに、たとえ避難できたとしても、福島での現状を見れば明らかなように、元の住居地へ、長期にわたり帰還できず（帰還そのものが不可能になる場合も想定され）、その後の長期の生活がどのようなのかに関しては、この計画の中でも「考え方の記載にとどめる」のみで、何ら具体的な内容には至っていない。</p> <p>以上の理由により、鳥取県議会に対し、県民の安全を守る立場から中国電力株式会社島根原子力発電所における発電用原子炉の再稼働に関して、陳情事項に記載した点を満たすことを慎重に検討し、判断されることを陳情する。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>中国電力株式会社島根原子力発電所における発電用原子炉の再稼働の判断においては、万が一の事故時において、住民が被曝することのない安全な広域避難実施が担保されることは必要不可欠であり、県民の安全・安心を確保する視点から、慎重かつ十二分に検討され、判断されることを求める。</p>	
--	--	--